

林業9割に債務保証 農水省、大規模化促す 高齢化・担い手不足に対応

2018/2/6付 | 日本経済新聞 朝刊

農業と同じように林業もどのように規模を広げるかが課題になっている。戦後に大量植林したスギなどが伐採期を迎える中、林業で働く人は過去25年で半減し高齢化と担い手不足が進む。農林水産省は国が債務保証する事業者の対象を今の3割から9割まで広げて資金面での支援を急ぐ。

「宝の持ち腐れ」

「切りごろを迎えてるのにもったいない。宝の持ち腐れだ」。宮崎中央森林組合（宮崎市）の奈須隆男事業課長はこう話す。この冬、樹齢40年を迎えた「適齢期」のスギ約700本を伐採した。周りの森林所有者にも伐採を持ちかけたが、了承をもらえなかつた。

総務省の国勢調査によると、2015年の林業従事者数は4万5千人で、25年前の10万人から半分以下にまで減っている。しかも担い手の4人に1人が65歳以上だ。

スギ素材の生産量で全国トップの宮崎県でさえ、切るべき時にまとめて切れない事例が相次ぐ。木が成長しそぎれば倒木の危険もあり、加工して流通させたとしてもコストがかさむ。担い手不足と高齢化が大規模化の足かせとなり、従業員100人以上の事業者は1%ほどにとどまる。

6割利用されず

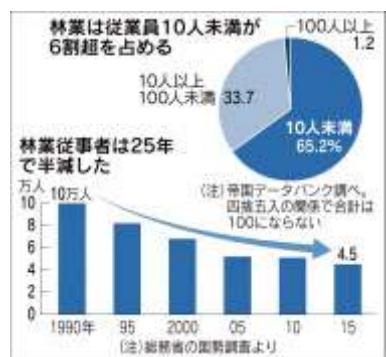
農水省は「林業の成長産業化」を掲げて規模拡大を促す。一つが国の保証事業の拡大だ。林業事業者が金融機関から融資を受ける際、国などの基金を使った債務保証の要件を緩める。通常国会に改正法案を提出し、現在1000万円以下の資本金要件について、中小企業の定義（製造業）である3億円以下に緩める。

これに伴い債務保証の対象範囲は事業者の9割超まで広がる。林業は植林から伐採までの期間が長く、規模拡大には金融機関から安定的な融資が欠かせないと考えた。

19年度には、使われていない森林を意欲ある林業事業者に貸し出す「森林バンク」もつくる。人工林は日本の国土の3割近くを占める。戦後に植林したスギなどが増える一方、伐採



戦後に植林したスギなどは伐採期を迎えてる（宮崎市）



期を迎えた木の約6割が利用されていない現状がある。

そもそも小規模事業者が多い林業は「負債を抱えて規模を拡大する経験が乏しい」（農水省）とされる。一連の法改正案には金融支援のほか、職員による計画的な資金繰り助言なども盛り込む方針だが、どの程度効果が上がるか見えにくい部分もある。債務保証先の融資が焦げ付けば、結果として国民負担につながるリスクも残っている。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.